

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
（物流分野におけるCO2削減対策促進事業）

【審査基準】

I. 事業共通

審査項目	審査基準
1. 応募申請書 【応募様式1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入漏れがないこと</li> <li>・押印されていること</li> <li>・申請日が公募期間内であること</li> <li>・事業名が正しく記入されていること</li> <li>・共同事業者がいる場合、応募様式1-2の提出があること</li> </ul>
2. 別紙 （暴力団排除）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入漏れがないこと</li> <li>・押印されていること</li> <li>・公募期間内の日付であること</li> <li>・記名押印が応募様式1と同じであること</li> <li>・共同事業者がいる場合、別紙の提出があること</li> </ul>
3. 実施計画書 【応募様式2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての欄に記入漏れがないこと</li> <li>・事業名は応募事業と合致していること</li> <li>・事業者は応募様式1と同じであること</li> <li>・根拠資料（環境配慮、事業計画、概略図、仕様書、図面、機器・設備の耐用年数表等）の提出があること</li> <li>・4. 補助事業に関する配分額の欄は、見積書、経費内訳【応募様式3】と相違ないこと</li> <li>・削減効果、回収年数が根拠資料と相違がないこと</li> <li>・完了予定日は2020年2月末日以前の日付であること</li> </ul>
4. 経費内訳 【応募様式3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての欄に記入漏れがないこと</li> <li>・所要経費が見積書と相違がないこと</li> <li>・補助対象経費支出予定額内訳の経費区分・費目が別表第2に基づいていること</li> <li>・財産は50万円以上のものがすべて記入されていること</li> </ul>
5. 見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象、対象外、値引き等が妥当であること</li> <li>・有効期限は応募申請日を含んでいること</li> <li>・発行元の印影があること</li> </ul>
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表、損益計算書は、直近2決算期の提出があること</li> <li>・定款、会社概要、事業で必要とされる許可書の写しの提出があること</li> <li>・モーダルシフト促進に資する船舶における低炭素機器導入支援事業で必要とされるハード対策事業計算ファイルがあること</li> </ul>

## II. 事業別

### 1. IoT を活用した物流低炭素化促進事業

#### ① 港湾における IoT を活用した低炭素化促進事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>②（共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> <li>・ 港湾からの温室効果ガス削減計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得している者がいない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d 従来トンキロ法の場合</li> <li>e その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## ② 情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得している者がいない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行距離削減による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d 従来トンキロ法の場合</li> <li>e その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ 荷待ち時間削減による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 実測データ等に基づいた方法</li> <li>b 原単位を用いた方法</li> <li>c その他の方法</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C02削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> <li>・ 導入する設備による C02 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>・ 導入する設備による C02 削減率について採点する。</li> <li>・ ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> <li>・ 補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。</li> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

### ③ 宅配情報システムネットワーク化推進事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得している者がいない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 走行距離削減による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ 再配達削減個数による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 実測データ等に基づいた方法</li> <li>b 原単位を用いた方法</li> <li>c その他の方法</li> </ul> </li> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
オープン型宅配ボックス等の利用者等の利便性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等の利便性に関して、付加価値の内容により採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## 2. トラック輸送高効率化支援事業

### ① 連結トラック導入支援事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得していない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>・ ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

## ② スワップボディコンテナ車両導入支援事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得していない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積載率向上による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ 荷待ち時間削減による CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 実測データ等に基づいた方法</li> <li>b 原単位を用いた方法</li> <li>c その他の方法</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>・ ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> <li>・ 補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

### 3. モーダルシフト促進に資する船舶における低炭素機器導入支援事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得していない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>・ ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠（推計方法を含む）の明確さや考え方の妥当性により採点する。</li> <li>・ 補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>

新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ol> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ol> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>

#### 4. 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超）</li> <li>② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下）</li> <li>③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）</li> </ul> </li> </ul>
補助事業が補助事業者の温室効果ガス排出量の削減計画に基づく取組であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における温室効果ガス排出量の削減目標・削減対策事項等の計画と補助事業の関連性の程度により採点する。</li> </ul>
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における補助対象設備に係る流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超）</li> <li>② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下</li> <li>③ 認証又は認定を取得していない</li> </ul> </li> </ul>
二酸化炭素削減効果を含む事業効果の定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2 削減効果の算定根拠について、次により採点する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 燃料法の場合</li> <li>b 燃費法の場合</li> <li>c 改良トンキロ法の場合</li> <li>d 従来トンキロ法の場合</li> <li>e その他の場合</li> </ul> </li> <li>・ CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なイニシャルコストについて採点する。</li> <li>・ 導入する設備による CO2 削減率について採点する。</li> <li>・ ランニングコストの減少額や資金回収期間の算定根拠</li> </ul>

	<p>(推計方法を含む)の明確さや考え方の妥当性により採点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業のイニシャルコストのうちの自己負担額と同事業による年間のランニングコストの減少額に基づき算出される資金回収に要する期間により採点する。</li> </ul>
新規性、先端性、モデル性、実証的性格等を有しており、また他事業者への波及効果が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の新規性、先端性、モデル性、実証的性格及び期待される他の事業者への波及効果の見通しにより採点する。</li> </ul>
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか。</li> <li>②今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるか。</li> <li>③当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。</li> </ul> </li> </ul>
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。</li> <li>②補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。</li> </ul> </li> </ul>
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により導入するコンテナが、荷役作業効率化のための機能を施す仕様のもの I Cタグ等の活用による輸送管理システムが行われるもの 専用列車による輸送(特定荷主専用を除く。)に用いられるもの 等技術的、戦略的な創意工夫がなされているかについて、次により採点する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①これまでにない取組であると認められるもの</li> <li>②その他創意工夫が認められるもの</li> <li>③創意工夫が認められないもの</li> </ul> </li> </ul>
補助事業者がこれまで鉄道又は海上貨物輸送へのモーダルシフトの取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間(平成28年度～平成30年度)の年間鉄道又は海上貨物輸送量(トンキロ)の平均値の高さにより採点する。</li> <li>輸送拡大率(平成30年度鉄道又は海上貨物輸送量(トンキロ)÷平成28年度鉄道又は海上貨物輸送量(トンキロ))の高さにより採点する。</li> </ul>

事業の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。</li> </ul>
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。</li> </ul>
設備等の保守計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入する設備等の保守計画の妥当性により採点する。</li> </ul>